

委員会発案第 4 号

介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書の提出
について

介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 28 年 12 月 16 日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 湊 貴信

(別紙)

介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書（案）

2000年に「介護の社会化」を目指し制定された介護保険制度は高齢化が進む中で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための制度とするために充実・改善をすることが求められている。

現在、政府内で、2017年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められている。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれている。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」、「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられている。

介護保険の目的は高齢者の介護を社会全体で支え、自立支援につなげることにあり、同時に、家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会をつくることにある。給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」をふやしてしまうことになりかねない。また、家族の介護負担を増大させるこうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも反するものである。

これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いである。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備こそ求められている。

こうしたことを踏まえ、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

- ・介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること。

平成28年12月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様

内閣総理大臣 様
財 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫